

新潟市特区民泊について



新しい「目」で、
新しい「心」で、
新しい「新潟市」

特区民泊^{※1} について

※1 制度の正式名称は「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」

特区民泊とは

- 国家戦略特区^{※2}の特例により、一定の条件を満たし市の認定を受けることで住宅等での宿泊事業を可能とする制度のことです。（旅館業法を適用除外する特例）
- 本市では、市街化調整区域^{※2}においてのみ実施可能です。
- 市の条例によって、一回の利用において2泊3日以上^{※2}の宿泊が必要となります。

※2 国家戦略特区とは、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を目的とする国の施策であり、本市は平成26年に区域の指定を受けています

現状

宿泊期間が一か月未満の場合、旅館業法が適用される

- 施設の用途がホテル・旅館となり、旅館業法等に基づいた施設整備が必要



特例

市長の認定を受けた場合、旅館業法の適用を除外される

- 施設の用途が住宅となるため、施設整備が比較的容易になる^{※3}

※3 火災時等の滞在者の安全の確保が図られていると認められる場合

本制度の趣旨

- 本市では、田園部と都市部が隣接する地理的特性を活かし、農業や自然を身近に楽しめる場の提供に取り組んでいます。
- この取組みを更に進め、田園部において宿泊をしながら、ゆったりと本市の自然・歴史等の観光資源にふれあえる機会の提供を可能とするため、「市街化調整区域」において特区滞在事業を活用します。
- これにより、グリーン・ツーリズムを一層推進し田園部の活性化を図るとともに、空き家の活用や移住の促進等を進め、本市らしい地方創生の実現を目指します。

●グリーン・ツーリズム × 特区民泊



●地方創生（地域活性・移住促進） × 特区民泊

- ▶ 農業体験、郷土料理体験、田舎暮らし体験ツアー
- ▶ 移住希望者の宿泊体験（お試し居住）



新潟暮らし創造運動

【特区民泊制度に関するお問合せ先】

新潟市農林水産部食と花の推進課

T E L : 025-226-1802 E-mail : shokuhana@city.niigata.lg.jp

【申請手続きに関するお問合せ先】

新潟市保健衛生部保健所環境衛生課

T E L : 025-212-8266 E-mail : kankyoeisei@city.niigata.lg.jp

特区民泊事業の主な条件

特区民泊事業を始めるためには、主に以下の条件を満たす必要があります

対象施設について

- 対象施設に関する主な条件は以下の通り
 - ・市街化調整区域内にあること
 - ・一居室の面積は、壁芯で25㎡以上
 - ・居室に、専用の出入口、台所、浴室、便所、洗面所等を有すること

周辺住民への説明等について

- 周辺住民の事業理解のため、申請前までに周辺住民への説明(説明会や戸別訪問等)を行うこと
- 周辺住民等からの苦情及び問合せに対応する苦情窓口を設けること

宿泊期間、契約について

- 滞在者と、宿泊期間を2泊3日以上とする短期賃貸借契約を締結すること

滞在者との対面について

- 施設の使用開始時・終了時には、対面等により本人確認を行うこと

事業者の責務について

- 施設滞在者に対して、農業体験等のグリーン・ツーリズムを楽しむ機会を積極的に設けるよう努めること
- 近隣の観光事業者との連携を図るよう努めること

その他

- 外国語による案内表示や、緊急時における情報提供等を行うこと
- 緊急事態に備え、滞在者と常に連絡できる体制とすること
- 関係法令を遵守すること

特区民泊事業開始までの流れ

平成29年7月～

- ・平成29年6月議会で関連条例制定
- ・特区諮問会議にて特区民泊を定めた区域計画を認定

- ・保健所、消防局等への事前相談
- ・周辺住民への説明

新潟市保健所へ
認定申請

(認定後)
事業開始

その他

日本人の宿泊について

- 本制度名は「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」ですが、利用者を外国人のみに限るものではありません。外国人・日本人ともに利用可能です。

営業日数について

- 本制度には、営業日数の制限はありません。